県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）
第１条　乙は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を順守し、県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務（以下「委託業務」という。）を誠実に履行しなければならない。

（委託期間）
第２条　委託契約期間は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から令和５年３月１５日までとする。

（委託料）
第３条　委託料は、年額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）とする。
２　甲は、前項の委託料を業務完了後に支払うものする。

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、金＿＿＿＿＿＿＿＿＿円とする。

（業務実施に関する指示）
第５条　甲は、委託業務の実施に関し、作業への立会又は必要な事項を指示することができる。
２　乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
３　乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

（業務責任者）
第６条　乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更としたときも同様とする。
２　業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

（再委託の禁止）
第７条　乙は、委託業務の全部を一括して、又はその主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　乙は主たる部分でない業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
３　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（業務の内容の変更、中止等）
第８条　甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。
２　前項の場合において、業務委託料又は履行期間を変更するときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（履行期間の延長）
第９条　乙は、その責めに帰することのできない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。
２　甲は前項による請求があった場合においては、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（損害賠償）
第10 条　業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については甲が負担する。

（完了報告および検査）
第11 条　乙は、委託業務が完了した場合は、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の規定による報告書を受理した場合は、当該報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときには、これに適合させる補正措置をとるべきことを乙に指示するものとする。
３　乙は、補正措置を指示されたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
４　乙は、前項の規定による指示に従って措置をしたときは、その結果を甲に報告するものとする。

（業務委託料の請求および支払）
第12条　乙は、委託業務を完了した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の請求書を受理した場合は、当該請求書の内容を審査し、受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする

（履行遅延）
第13 条　甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了しなかった場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（履行遅延の場合における違約金）
第14 条　前条の規定において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。
２　前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（遅延利息）
第15 条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（履行の追完請求）
第16 条　甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
２　前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、業務委託料の減額を請求することができる。
３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告による解除権）
第17 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することが出来る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、または本契約書に定める甲の指示に従わなかったとき。
(2)　その他この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）
第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　契約の締結若しくは役務の実施において、乙に不正行為があったとき。
(2)　乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
(3)　乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(4)　第20条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(5)　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店において若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己､自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）
第19条　第17条、第18条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）
第20条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）
第21条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　第８条の規定により設計等を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
(2)　第８条の規定による役務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が役務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）
第22条　第20条､第21条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは､乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）
第23条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、業務委託料の10分の１に相当する額を

違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
(1)　第17条および第18条の規定によりこの契約が解除された場合
(2)　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(2)号に該当する場合とみなす。
(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除の場合における業務委託料の返還）
第24条　乙は、第17条、第18条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに業務委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、業務委託料を返還するものとする。
２　乙は、前項の規定により業務委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約解除の場合における損害賠償金）
第25条　乙は、第17条、第18条の規定により契約を解除された場合は、第23条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。
２　前項の賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（不当介入に対する措置）
第26条　乙は、乙およびこの契約における再委託契約等の相手方が、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、甲に報告し、警察に通報しなければならない。

（秘密の保持）
第27条　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補則）
第28条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印してそれぞれその１通を保有するものとする。

令和４年____月____日

甲　岩 手 県
代表者　県立病院等事業管理者
医療局長　小原　勝　　　　㊞

乙

㊞